

燕・弥彦総合事務組合告示第10号

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

令和5年4月7日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

1. 入札に付する事項

- (1) 物 品 番 号 消物第5-2号
- (2) 購入物品及び数量
 - ア 品 名 救急自動車
 - イ 数 量 1台
 - ウ その他 別記「仕様書」参照
- (3) 物品購入の特質等 別記「仕様書」に指定するもの。
- (4) 納 入 期 限 令和5年12月15日（金）
- (5) 納 入 場 所 燕・弥彦総合事務組合 消防本部

2. 入札に参加する者に必要な資格事項

次の(1)から(2)までの資格事項をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日現在において、令和5・6年度燕・弥彦総合事務組合入札参加登録者名簿の物品に登録・認定されている者
公告日現在において、新潟県内に救急自動車製造元の代理店、若しくは本社、本店、支店及び営業所等のいずれかを有し、かつ当該物品に対し平成31年度から新潟県内の消防本部において納入実績がある者
- (2) 本件の公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事及び燕・弥彦総合事務組合管理者燕市長からの指名停止期間でない者

3. 入札に関する事項

- (1) 落札者が万一契約をしない場合は、これによって生じる損害の賠償を求めることができる。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する

条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札する場合は委任状を提出すること。
- (5) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札とする。
- (6) 物品代金の支払
 - ア 燕・弥彦総合事務組合財務規則の定めるところによる。
 - イ 前金払 請求できない
 - ウ 部分払 請求できない
- (7) 契約保証金 免除する。
- (8) 入札保証金 免除する。
- (9) 最低制限価格 設定しない。
- (10) 積算内訳書 入札時に提出する。

4. 入札及び開札

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場を設定しての入札は行わず、下記日程までに入札書を提出することとする。

- (1) 入札提出日時
令和 5 年 4 月 2 5 日（火）午前 1 1 時 0 0 分
- (2) 入札書類提出場所
燕・弥彦総合事務組合 総務消防局総務課 財政係
- (3) 提出方法
総務消防局総務課 財政係へ持参する場合
 - ア 提出期限 上記(1)
 - イ 提出場所 上記(2)
 - ウ 代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。入札書を封筒に入れ密封し、封筒には件名、開札日、商号又は名称を記入するとともに「入札書在中」と朱書きすること。郵送による提出の場合
 - ア 提出期限：令和 5 年 4 月 2 4 日（月）午後 4 時（必着）
 - イ 提出先：〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首 4 0 8 番地 1
燕・弥彦総合事務組合 総務消防局総務課 財政係

ウ 郵送方法：一般書類又は簡易書留による。

入札書を内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。

なお、外封筒には、件名、開札日、商号又は名称を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

(4) 開札日時

令和 5 年 4 月 25 日（火）午後 2 時 10 分

(5) 再入札

行わない。

5. 入札参加申し込みに必要なもの

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札参加申請書（別記第 1 号様式） | 一部 |
| (2) 入札製品の選定届出書 | 一部 |
| (3) 代理店が入札参加する場合は、製造元の代理店証明書 | 一部 |

6. 申込みの締切り

令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 4 時まで

（参加申請書は直接、燕・弥彦総合事務組合消防本部警防課へ持参すること。）

7. 参加資格の確認の通知

参加資格を有しない場合は、令和 5 年 4 月 17 日（月）午前 11 時までに通知する。

8. 仕様書の質問

質問については、令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 5 時までに質問書（任意様式）を直接燕・弥彦総合事務組合消防本部警防課へ持参するかまたは F A X により送信すること。なお、F A X により送信する場合、送信後、必ず確認のため消防本部警防課へ電話連絡を行うこと。

回答については、4 月 18 日（火）午後 4 時までに F A X により行う。

9. 契約の締結

契約の締結については、燕・弥彦総合事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に基づく燕・弥彦総合事務組合議会の議決を要する契約にあっては、議会の議決があったときに本契約とする旨の内容の仮契約を締結する。

10. その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。
- (2) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された入札参加申請書類等は返還しない。
- (5) 参加申請書及び仕様書等は、燕・弥彦総合事務組合ホームページからもダウンロード可能。
- (6) 仕様書の閲覧、参加申請書の提出及び問い合わせ先等
〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首408番地1
燕・弥彦総合事務組合消防本部 警防課
TEL 0256-92-1119 FAX 0256-92-1129